

HASHIDATE LAW OFFICE NEWS LETTER

Our Network UK, China, USA (LA, NY, SF, Boston),
Germany, Netherland, Brazil, Singapore, Vietnam,
Philippine, Malaysia, Hong Kong, Korea, Indonesia,
Thailand, Myanmar, India, UAE, Qatar, Oman

Vol. **09**

個人情報保護と利活用のすすめ Vol. 1

執筆者

顧問 松元 照仁 Matsumoto Teruhito

(前 個人情報保護委員会事務局長)

E-mail: kenjishashidate@hashidatelaw.com (代表)

TOPIC

個人情報の意義と私の問題認識

「我が社は、BtoCではなく、BtoBの機械製造メーカーであり、顧客の個人情報は扱っておらず、個人情報保護法上の問題は特にありません。」というお話を、以前、何人かの経営者の方からお聞きすることがあった。

果たしてそうだろうか。

従業員の個人情報、株主の個人情報、出荷製品の故障時の担当者連絡先、生成AIのプロンプト入力の際などで個人情報を扱っていないだろうか。

現に、本年3月に個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)が公表した「令和6年度第3四半期における監視・監督権限の行使状況の概要」によると、この間に、委員会は民間事業者に対して100件の個人情報保護法に基づく指導等を行っており、その業種別内訳では、「卸売業、小売業」が最も多いが、「製造業」は「情報通信業」と並んで2番目に多くなっている。

よくよく考えてみると、人間がその社会・経済を維持していくためには、その昔から、その個人を正しく特定した上で、伝達、通知、支払、命令、依頼等、何らかの作用を行わなければ成り立たない。

およそすべての企業、国の機関、地方自治体、団体等が何らかの個人情報・個人データを利用して、経営、行政運営等を行っており、個人情報保護法が適用されることとなる。

そして、その個人情報・個人データが正しくかつ安全に使われなければ、どうなるだろうか。

事業者が個人データに関する安全管理措置の不備等があれば、ランサムウェア攻撃等の不正アクセスによる個人データの漏えい、電話番号・メールアドレス・クレジットカード番号・パスワード等漏えいによる財産被害・詐欺被害、個人名簿流出による一人暮らしの高齢者を狙った強盗事件、個人情報の不適正利用による要配慮個人情報の流出などが発生し、様々な個人の人権侵害、企業の財産被害等につながり得る。

個人情報の侵害については、その特徴として、取り返しのつかない人権侵害等につながるケースも多い。事案の重大さによっては、企業の経営そのものの帰趨を左右することもある。

個人情報保護法の法令等のルールに基づき、正しくかつ安全に個人情報を扱うことは、まさに民主主義の基本であり、これからのAI時代においても最も重要な保護法益の一つとなるのではないかと。

また、今や個人データは、国内にとどまらず、大量かつ瞬時に国を跨いで移動しており、日本の個人情報保護法のみならず、EUのGDPR(一般データ保護規則)や諸外国の個人データ保護法令など国際的な枠組みや動向にも留意する必要がある。

私は、このメールマガジンのタイトルを「個人情報の保護と利活用のすすめ」とした。あえて「個人情報の保護のすすめ」としなかったのは、私の上記の問題認識のとおり、この民主主義社会を維持・発展させていくためには、「個人情報を適正に活用しなければならない」と強く考えているからである。

折しも、政府においては、課徴金制度の導入の可否等を含めた個人情報保護法の3年ごと見直しの議論が進行中であるが、私は、委員会創設時の初代総務課長、また、直近の昨年7月までは事務局長として、数々の制度改正、個人データの漏えい事案等に対応してきた。

これまで培ってきた知見・経験も活かし、本連載において、個人情報の最新の具体的事例や制度について、その本質を含めて探究することにより、皆様と共に個人情報の保護と利活用の理解を一層深め、日本をもっと元気にしていきたい。

参考:『令和6年度第3四半期における監視・監督権限の行使状況の概要』/個人情報保護委員会
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305quarter-report_kengenkoushi.pdf

本ニューズレターは、一般的な情報を提供する目的で作成されたものであり、特定の事実関係を前提とする具体的な法的アドバイスを提供するものではありません。本ニューズレターで紹介する法令又は判例の個別事案に対する適用可能性につきましては、具体的な事実関係に依拠することになりますので、弁護士等の専門家にご相談ください。また、本ニューズレターの記載のうち、意見もしくは見解にわたる部分は執筆担当者の個人的な見解であり、当事務所もしくは当事務所のクライアントの見解又はそれらの見解を代表するものではありません。

本ニューズレターの内容につきましてお問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願い致します。また、本ニューズレターの配信の停止をご希望の場合には、newsletter@hashidatelaw.com(ニューズレター専用)までご連絡下さいませよう、重ねてお願い申し上げます。

Contact Information

弁護士法人外立総合法律事務所には、本ニューズレターでご紹介した事案以外にも行政事件訴訟を担当しております。また、行政庁での勤務経験を有する弁護士を含め、複数の行政事件について経験・実績を有する弁護士が多数所属しており、行政事件業務の経験と実績を着実に積み重ね、あらゆる種類の行政事件案件につき、被告側として受任した事件は全て勝訴判決に導いており、最良のサービスを提供出来る体制を整えております。

弁護士法人外立総合法律事務所
HASHIDATE LAW A PROFESSIONAL LAW CORPORATION
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテル本館 5 階
TEL: 03-3504-3800 (代表) FAX: 03-3504-1009 (代表)
URL: <http://www.hashidatelaw.com/>
Email: kenjihashidate@hashidatelaw.com

ADDLESHAW GODDARD LLP
Milton Gate, 60 Chiswell Street, London,
EC1Y 4AG, United Kingdom, DX 47 London
TEL: +44 (0)20 7606 8855 FAX: +44 (0)20 7606 4390
URL: <http://www.addleshawgoddard.com/index.asp>